

令和 6 年 1 1 月 6 日 第 1 4 回定例会資料
協議事項 2
(即付議議案第 3 4 号)

- | | | |
|---|----------------|--|
| 1 | 協議事項名
(議案名) | 令和 6 年度末徳島県立学校教職員人事異動要綱について |
| 2 | 協議理由 | 令和 6 年度末徳島県立学校教職員人事異動要綱を制定する必要があるため |
| 3 | 関係法令 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 1 条第 3 号
徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 2 条第 3 号 |

令和6年度末 徳島県立学校教職員人事異動要綱

I 基本方針

- ◇ 徳島教育大綱及び、その行動計画である徳島県教育振興計画（第四期）を推進していく上で、それぞれの学校の課題に対応し、魅力あふれる学校づくりを進めるための人事配置を行い、教職員組織の充実を図る。
- 1 徳島ならではの新しい教育への取組の推進や学習指導要領に基づく確かな学力の育成とスポーツ・文化の振興を図るため、計画的な人事配置を行い、教職員組織の活性化及び充実を図る。また、学校の特色化・魅力化に応じた人事配置を行う。
 - 2 全県的視野に立ち、学校間、課程間及び学校種別間の人事交流を積極的に推進し、教職員組織の活性化及び教育課題の解決を図る。
 - 3 教職員の年齢、勤務年数、性別等にかかわらず、教育実績、指導力、意欲等を重視して、適材適所と人材育成を考慮した人事配置を推進する。
 - 4 特別支援教育の推進及び生徒指導の強化のため、教職員組織・指導体制の整備を図る。
 - 5 管理職については、全県的視野に立って、適任者の任用と配置を行い、学校管理・指導体制の充実を図る。
 - 6 主幹教諭については、次代を担うリーダーとして、適任者の任用と配置を行い、学校運営体制の充実を図る。
 - 7 指導教諭については、校内における人材育成を推進するため、適任者の任用と配置を行い、指導体制の充実を図る。

II 実施要項

1 異動・交流

- (1) 基本方針の趣旨を実現するため、各学校の実情に配慮した人事配置を行う。
- (2) 困難な勤務条件等のもとで勤務した者については、本人の希望、勤務年数等を考慮した配置転換を行う。
- (3) その校の在職年数が少なくとも2年以上の者でなければ、原則として異動を行わない。
- (4) その校の長期勤続教職員（その校の在職年数が5年以上の者をいう。）については、教育実績、担当教科等を考慮し、配置転換に努める。特に、その校の在職年数が10年以上の者については、特別な場合を除き配置転換を行う。
- (5) 採用後3年を経過した教職員については、原則として配置転換を行う。
- (6) 近親者は、原則として同一校へ配置しない。
ただし、本校、分校及び異なる課程については、この限りではない。
- (7) 学校間、課程間及び学校種別間の人事交流については、教育課題解決の観点から、勤務歴、教育実績、適性、担当教科等を考慮して積極的に進める。特に、市町村立小中学校との交流については、別に定める実施要領に基づき推進する。

2 退職

- (1) 定年に達した者は、定年に達した日以後の最初の3月31日に退職する。

- (2) 自発的に退職の意思を表明した者には、退職を認める。
- (3) 著しく教育効果のあがらない者及び性行、勤務状況の著しく良くない者には、年齢、勤務年数を問わず退職を勧める。

3 役 職 定 年

60歳に達した管理監督職の職員は、60歳に達した日以降の最初の4月1日に主幹教諭、指導教諭または教諭に降任する。

4 採 用・任 用

- (1) 校長は、「令和7年度徳島県立学校校長任用候補者選考審査要綱」に基づき決定された校長任用候補者の中から任用し、勤務歴、教育実績、適性等を考慮して配置する。
- (2) 副校長は、「令和7年度徳島県立学校校長任用候補者選考審査要綱」に基づき受審者の中から任用し、勤務歴、教育実績、適性等を考慮して配置する。
- (3) 教頭は、「令和7年度徳島県立学校教頭任用候補者選考審査要綱」に基づき決定された教頭任用候補者の中から任用し、勤務歴、教育実績、適性等を考慮して配置する。
- (4) 主幹教諭は、「令和7年度徳島県立学校等主幹教諭任用候補者選考審査要綱」に基づき決定された主幹教諭任用候補者の中から任用し、勤務歴、教育実績、適性等を考慮して配置する。
- (5) 指導教諭は、「令和7年度徳島県立学校等指導教諭任用候補者選考審査要綱」に基づき決定された指導教諭任用候補者の中から任用し、勤務歴、教育実績、適性等を考慮して配置する。
- (6) 教諭及び養護教諭は、「令和7年度徳島県公立学校教員採用候補者名簿」に登載された者の中から採用し、教科等を考慮して配置する。
- (7) 実習助手は、「令和7年度徳島県立学校実習助手採用候補者名簿」に登載された者の中から採用し、専門性等を考慮して配置する。
- (8) 寄宿舎指導員は、「令和7年度徳島県立学校寄宿舎指導員採用候補者名簿」に登載された者の中から採用し、免許や資格等を考慮して配置する。

5 人 事 異 動 手 続

- (1) 教職員の希望の申し出
教職員は、「令和6年度末人事異動個人希望票」に必要事項を記入し、校長を通じて県教育委員会に提出する。
- (2) 校長の意見具申
 - ① 校長は、「令和6年度職員一覧表・令和7年度教科別授業計画表・学級編制表」等に必要事項を記入し、県教育委員会に提出する。
 - ② 校長は、「令和6年度末人事異動資料」等により学校経営上の意見を具申する。
- (3) 県教育委員会が行う意見等の聴取
 - ① 県教育委員会は、校長と面接し、「令和6年度職員一覧表・令和7年度教科別授業計画表・学級編制表」、「令和6年度末人事異動資料」等の説明及びその他必要事項についての意見を聴取する。
 - ② 県教育委員会は、あらかじめ面接日を設け、申し出のある教職員の希望を聴取する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十一条第三号

昭和三十一年法律第百六十二号

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(参考資料)

徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第二条第三号

昭和四十六年二月二日徳島県教育委員会規則第三号

徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則を次のように定める。

徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

(教育長に対する委任)

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- 一 学校教育及び社会教育に関する一般方針を定めること。
- 二 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 三 人事の一般方針を定めること。
- 四 重要な褒賞を行い、又は国及び県が行う重要な褒賞について候補者を推薦すること。
- 五 学校その他の教育機関の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員を含む。)の任免その他の人事に関すること。
- 六 委員会事務局職員の任免その他の人事に関すること。
- 七 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- 八 学校その他の教育機関の敷地を選定すること。
- 九 一件三千万円以上の教育財産の取得の申出を行い、及び工事の計画を策定すること。
- 十 委員会規則及び委員会訓令の制定又は改廃を行うこと。
- 十一 教育予算その他議会の議決を要する議案に関すること。
- 十二 法令又は条例に基づく附属機関の委員を任命し、若しくは委嘱し、又は解任し、若しくは解嘱すること。
- 十三 県立中学校(以下「中学校」という。)、県立高等学校(以下「高等学校」という。)及び県立中等教育学校(以下「中等教育学校」という。)通学区域の設定又はこれを変更すること。
- 十四 法令若しくは条例に基づく附属機関に対して諮問し、又はこれらの機関からの建議を受けること。
- 十五 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条の規定に基づく学校の設置又は廃止を認可すること。
- 十六 教育職員免許状に関すること。
- 十七 中学校、高等学校(県立特別支援学校(以下「特別支援学校」という。)の高等部を含む。)及び中等教育学校生徒募集選抜要項を定めること。
- 十八 中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教科用図書の採択を行うこと。
- 十九 教員採用審査要項を定めること。
- 二十 社会教育主事の資格を認定すること。
- 二十一 補助金等の交付及びその額の確定を行うこと。
- 二十二 重要な行事を主催し、若しくは共催し、又は後援すること。
- 二十三 情報公開に関すること。
- 二十四 個人情報保護に関すること。
- 二十五 委員会に対する不服申立てに関すること。